

児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金 支給決定後の必要書類提出について

給付までの流れ

WEB受付フォームまたは郵送にて下記①②をご提出ください。

※②は口座が未登録の場合及び登録口座を変更する場合のみ

WEB受付フォームには下記QRコードからアクセスできます。

<https://logoform.jp/form/tmgform/781499>



↑WEB受付フォーム

※具体的な手順については 東京都福祉局の
ホームページをご確認ください。



←東京都福祉局HP

申請受領後、本人確認のため、後日お電話させていただきますので
よろしくお願いいたします。

ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。
支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

① 支払証明の提出について

■ **支払証明書 又は 領収書** をご提出ください。

- 事業所による署名済みの「支払証明書」（今回郵送したもの）、
または事業所が発行した「領収書」のいずれかの写真を、
WEB受付フォームまたは郵送によりご提出ください。
- 同封しました「児童発達支援事業等利用支援事業への協力について」は、
メールで各事業所に送付していますが、念のため、事業所に
依頼する際にお持ちください。

※金額は事業所が東京都国民保険団体連合会へ提出した報酬の請求
情報から記載しています。（原則この金額が支払金額になります）

※食費等の実費負担は給付金の対象外ですので、実際に事業所へお
支払いした金額と異なることがあります。

② 振込口座の登録について

【口座未登録の場合、登録口座を変更する場合のみ】

■ お振込する口座をご登録ください。

※既にご登録いただいた口座から変更がない場合は、再度の登録は不要です。

- WEB受付フォームにご登録いただくか、「支払金口座振込依頼書」（様式はホームページ参照）に記入して郵送してください。

※ 振込する口座の名義人が、都が給付決定した氏名と異なる場合は、委任状をご提出ください。（様式はホームページ参照）

支払予定スケジュール

令和7年6月27日（金）までに書類をご提出いただいた分については、**令和7年8月中**に給付金をお支払いする予定です。
また、令和7年4月から6月利用分の支払案内は、8月にお送りする予定です。

利用月	都から保護者へ 支払案内送付	保護者から都へ 支払証明書等提出	支払予定
令和7年1月	令和7年5月	令和7年6月27日まで	令和7年8月
令和7年2月			
令和7年3月			
令和7年4月	令和7年8月	令和7年9月20日頃まで	令和7年11月
令和7年5月			
令和7年6月			

注意事項【必ず御確認ください！】

令和5年10月～令和6年3月（令和5年度中）の事業所利用分の支給は、受付終了しました。

お問合せ先

児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

TEL：0120-612-898

受付時間：平日9時00分～17時00分